（調書の作成）

第四十条　委員会の職員は、法第十七条の規定に基づいて事件について本節に規定する調書を作成した場合は、これに年月日を記載して署名押印しなければならない。

２　前項の調書を作成する場合において、文字を加え、削り、又は欄外に記載したときは、その字数を記載しなければならない。

３　第一項の調書には、書面、写真その他適当なものを引用し、これを添付して調書の一部とすることができる。

４　第一項の調書には、毎葉に契印しなければならない。

（審尋調書）

第四十一条　審査官は、法第十六条第二項の規定に基づいて同条第一項第一号の規定により当該事件の関係人又は参考人を審尋したときは、審尋調書を作成し、これを供述人に読み聞かせ、又は供述人に閲覧させて、誤りがないかどうかを問い、供述人が増減変更の申立てをしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。

２　供述人が前項の調書に誤りのないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。

３　前項の場合において、供述人が署名することができないときは、他人に代書させ、押印することができないときは、指印するものとする。ただし、署名を他人に代書させた場合には、代書した者がその事由を調書に記載して署名押印しなければならない。

４　第二項の場合において、供述人が署名押印を拒絶したときは、その旨を調書に記載するものとする。

（通訳により審尋した場合の特則）

第四十二条　審査官は、通訳人の通訳により当該事件の関係人又は参考人を審尋したときは、審尋調書に、その旨及び通訳人の通訳により当該調書を読み聞かせた旨を記載しなければならない。

２　審査官は、通訳人に対し、前項の調書に署名押印することを求めることができる。

（供述調書）

第四十三条　委員会の職員は、当該事件の関係人又は参考人が任意に供述した場合において、必要があると認めるときは、これを録取した供述調書を作成するものとする。

２　前二条の規定は、前項の調書について準用する。

（鑑定書）

第四十四条　審査官は、法第十六条第二項の規定に基づいて同条第一項第二号の規定により鑑定人に鑑定をさせたときは、鑑定書によってその経過及び結果を報告させなければならない。

（留置調書）

第四十五条　審査官は、法第十六条第二項の規定に基づいて同条第一項第三号の規定により提出物件を留め置いたときは、留置調書を作成しなければならない。

２　前項の調書には、事件名、所有者及び差出人の氏名、職業及び住所又は就業場所並びに留置の年月日及び場所を記載しなければならない。

３　第一項の調書には、留置物の品目を記載した目録を添付しなければならない。